

(整理番号 2016)

長野地方最低賃金審議会
第 3 回長野県はん用機械器具等専門部会 議事要旨

開催日時	令和 2 年 9 月 28 日	13 時 30 分 ~ 15 時 05 分	
	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
議 題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 その他		
<p>1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について</p> <p>(1) 金額(現行時間額903円、前回第 2 回専門部会における提示額、労働者代表側時間額920円、使用者代表側時間額904円)</p> <p>公労、公使との間で個別協議が繰り返されたが、労働者代表側時間額916円、使用者代表側時間額904円により、労使の合意を得ることはできなかった。</p> <p>労使双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りがないことから、引続き次回(10月12日)に金額審議されることとなった。</p> <p>2 その他</p> <p>特になし。</p>			